

## (7) ぶどう

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安: 1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)	/	/
化学肥料低減技術	① 局所施肥技術 ② 肥効調節型肥料施用技術 ③ 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量  11.2kg/10a以下	16.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 抵抗性品種栽培・台木利用技術 ④ 天然物質由来農薬利用技術 ⑤ 被覆栽培技術(雨よけ、被覆資材等) ⑥ フェロモン剤利用技術 ⑦ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数)  22回以下	31回

### 【その他留意事項】

- 雨よけ栽培により各種病害を抑制する。また、窒素過多は枝葉の充実不足を引き起こしやすいので注意する。